

金沢市液化石油ガス一般供給条件説明書 (金沢湖陽住宅団地)

令和元年10月 1 日実施

金沢市

金沢市液化石油ガス一般供給条件説明書（金沢湖陽住宅団地）

目次

- 第1章 総則（第1条－第4条）
- 第2章 使用の申込み及び契約（第5条－第10条）
- 第3章 工事及び検査（第11条－第23条）
- 第4章 検針及び使用量の算定（第24条－第27条）
- 第5章 料金等（第28条－第36条）
- 第6章 供給（第37条－第41条）
- 第7章 保安（第42条－第45条）
- 第8章 雑則（第46条・第47条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この一般供給条件説明書（以下「説明書」といいます。）は、本市が行う金沢市液化石油ガス供給条例（昭和63年条例第5号。以下「条例」といいます。）第24条第1項に規定する一般供給条件により行う小売供給の実施に関し、条例、金沢市液化石油ガス供給に関する規程（昭和63年公営企業管理規程第2号）及び金沢市液化石油ガス供給条例及び金沢市液化石油ガス供給に関する規程の実施に関する要綱（昭和63年公営企業告示第1号）等（以下、「条例等」といいます。）に定める必要な事項をまとめたものです。

（簡易ガス小売事業の小売供給を行う地域）

第2条 本市の簡易ガス小売事業の小売供給を行う地域は、別表第1の供給地点群及び供給地点といたします。

（供給条件の変更）

第3条 本市は、条例等の改正等に伴い、既に締結されているガスの料金その他の供給条件（以下「料金等の供給条件」といいます。）を変更することがあります。この場合において、ガス事業法（昭和29年法律第51号。以下「法」といいます。）第14条第1項の規定による料金等の供給条件の説明（以下「供給条件の説明」といいます。）、同条第2項の規定による料金等の供給条件の書面の交付（以下「契約締結前の書面交付」といいます。）及び法第15条第1項の規定による料金等の供給条件の書面の交付（以下「契約締結後の書面交付」といいます。）は、第3項及び第4項の規定により行うことについてあらかじめ承諾していただきます。

2 お客さまは、前項の規定による料金等の供給条件の変更に異議がある場合は、解約をすることができます。

3 本市は料金等の供給条件の変更における供給条件の説明、契約締結前の書面交付及び契約締結後の書面交付を次のとおり行うものいたします。ただし、次項の規定による場合を除きます。

(1) 供給条件の説明及び契約締結前の書面交付を行う場合は、書面の交付、インターネット上での開示又は電子メールの送信その他本市が適当と判断した方法（以下「本市が適当と判断した方法」といいます。）により行い、当該変更しようとする事項のみを説明し、記載するものいたします。

(2) 契約締結後の書面交付を行う場合は、本市が適当と判断した方法により行い、本市の名称及び住所、契約年月日、当該変更した事項並びに供給地点特定番号を記載するものいたします。

4 料金等の供給条件の変更が、法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更等、当該供給条件の実質的な変更を伴わない場合には、供給条件の説明及び契約締結前の書面交付については、当該変更しようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明し、契約締結後の書面交付をしないものいたします。

（定義）

第4条 この説明書において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによるものいたします。

(1) 圧力 ガス栓の出口におけるガスの静圧力をゲージ圧力で表示したものをいいます。

(2) 最高圧力 お客さまに供給するガスの圧力の最高値をいいます。

(3) 最低圧力 お客さまに供給するガスの圧力の最低値をいいます。

(4) 供給施設 導管、整圧器、ガスメーター及びガス栓をいいます。

(5) 本支管 導管のうち、原則として、道路に並行して埋設するものをいい、附属するバルブ、水取器等を含みます。

(6) 供給管 導管のうち、本支管から分岐してお客さまが占有し、又は所有する土地と道路との境界線に至るまでのものをいいます。

(7) 内管 導管のうち、前号に規定する境界線からガス栓までのものをいいます。

(8) ガスメーター ガスの料金（以下「料金」といいます。）の算定の基礎となるガスの使用量を計量する機能を持った計量器をいい、これに装着された装置のうち漏えい検知器を含みます。

(9) 道路 道路法（昭和27年法律第180号）その他の法令に定めのある国又は地方公共団体の管理する道路（以下「公道」といいます。）並びに公道以外の道路のうち、次のアからカまでに掲げる条件のすべてに該当する道路をいいます。

ア 将来、本市が導管の変更又は修繕を行うことに関し、あらかじめ当該場所に係る土地の所有者の承諾を得られること。

イ 不特定多数の人及び原則として道路構造令（昭和45年政令第320号）第4条第2項に定める普通自動車の通行が可能であること。

- ウ 建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条に定める基準相当を満たすものであること。
- エ 工事によって地盤沈下等が発生するおそれ又は第三者の所有地に影響を及ぼすおそれがないこと。
- オ 本支管新設時の道路形態が長期にわたり確保されるものであること。
- カ その他本市が本支管及び供給管を管理するうえで著しい障害がないと判断できること。
- (10) ガス工作物 ガスの製造及び供給のための施設であって、ガス事業の用に供するものをいいます。
- (11) 消費機器 ガスを消費する場合に用いられる機械又は器具（附属装置を含みます。）をいいます。
- (12) 消費税等相当額 消費税法（昭和63年法律第108号）の規定に基づき消費税が課される金額に同法第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た金額（以下この号において「消費税額」といいます。）に、消費税額に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額を加えた金額（この金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）に相当する額をいいます。
- (13) 検針 ガスの使用量（以下「使用量」といいます。）を算定するために、ガスメーターの指示値を目視又は通信設備等により読み取することをいいます。
- (14) 検針日 次に掲げるいずれかの日をいいます。
- ア 第24条第1項及び第2項第1号から第4号までの規定に基づき検針を行った日
- イ 第26条第2項の規定により使用量を算定した日
- ウ 第26条第6項の規定により使用量を算定した場合は、検針すべきであった日
- (15) 定例検針 第24条第1項に定める検針をいいます。
- (16) 定例検針日 検針日のうち定例検針を行った日をいいます。
- (17) 料金算定期間 検針日の翌日から次の検針日までの期間をいいます。ただし、新たにガスの使用を開始した場合又は第40条の規定によりガスの供給を再開した場合は、その開始した日又は再開した日（第39条第1項の規定によりガスの供給を停止した日に第40条の規定によりガスの供給を再開した場合は、その再開した日の翌日）から次の検針日までの期間をいいます。
- (18) 基本料金（税込）、基準単位料金（税込） 基本料金及び基準単位料金それぞれの消費税等相当額を含んだ金額をいい、消費税法第63条の2の規定に基づき記載するものといたします。
- (19) 基本料金（税抜）、基準単位料金（税抜） 基本料金及び基準単位料金それぞれの消費税等相当額を含まない金額をいいます。
- (20) 休日 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日、土曜日、日曜日、1月2日、同月3日及び12月31日をいいます。

第2章 使用の申込み及び契約

(使用の申込み等)

第5条 ガスを新たに使用しようとする方又はガスの使用状況の変更（ガス栓の増減、内管及びガスメーターの位置替え等の供給施設の変更をいいます。以下同じ。）をしようとする方は、あらかじめ条例等を承諾のうえ、本市に申込みをしていただきます。

2 前項の申込みをする場合において、本市が必要があると認めるときは、本市所定の申込書により申込みをしていただきます。

3 本市は、第1項において、建築業者、宅地造成業者、住宅供給公社等（以下「建築業者等」といいます。）が申込みをした場合は、その建築業者等をお客さまとして取り扱うものといたします。

4 本市は、第1項の申込みの際における消費機器の1時間当たりの標準ガス消費量及び将来のガスの使用予定を考慮し、次項に定める基準によってガスメーターの能力（当該ガスメーターの1時間当たりの使用最大流量を立方メートルで表示した数値をいいます。以下同じ。）を決定いたします。

5 ガスメーターの能力の決定基準は、原則として、当該ガスの使用申込みの時にお客さまが設置している消費機器及び将来設置を予定している消費機器（使用開始時において、第1項に規定する使用状況の変更をすることなく使用できる消費機器に限ります。）が同時に使用されたときの1時間当たりの標準ガス消費量を通過させることができる適正なガスメーターの能力といたします。

6 本市は、お客さまが家庭用としてガスを使用する場合は、前項の消費機器の使用状況を考慮してその1時間当たりの標準ガス消費量を算出いたします。この場合において、次の各号に掲げる消費機器は、算出する場合の消費機器から除くものといたします。

（1） オープンで使用頻度の少ないもの

（2） 卓上コンロ等でガス消費量及び使用頻度の少ないもの

（3） 暖房器具又は温水器具がそれぞれ2個以上ある場合は、同時使用の有無を調査し、同時に使用しないと認められた個数の器具（器具が大型のものと小型のものとあるときは、小型のものといたします。）

（4） その他使用状況を十分に調査し、同時に使用しないと明らかに判明したもの

7 本市は、お客さまが家庭用以外にガスを使用する場合は、その使用状況に応じて、お客さまと協議のうえ、適正なガスメーターの能力を決定することがあります。

(契約の成立及び変更)

第6条 ガスの供給及び使用に関する契約（以下「契約」といいます。）は、前条第1項の申込みを本市が承諾したときに成立いたします。契約を変更しようとするときも同様といたします。

2 本市は、お客さまが希望するとき、又は本市が必要とするときは、ガスの需給に関し、必要な事項について契約書を作成いたします。

(承諾の義務)

第7条 本市は、第5条第1項に規定する申込みを受けた場合は、これを承諾いたします。
ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、同項の申込みの全部又は一部を承諾しないことがあります。

- (1) お客さまが、本市との他の契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を、第28条第3項に規定する支払期限日を経過しても支払っていない場合
- (2) 法律、命令、条例等でガス工作物に係る工事が制限されている等の本市の責めによらない理由によりガスの供給が困難な場合

2 本市は、前項ただし書の場合において、申込みの全部又は一部を承諾しないときは、遅滞なくその理由を申込者に通知いたします。

3 第1項第2号の本市の責めによらない理由とは、次に掲げる場合をいいます。

- (1) ガス工作物を設置すべき土地、道路又は河川が、法律、命令、条例、規則、道路管理者の指示等により、ガス工作物に関する工事が制限され、又は禁止されている場合
- (2) 災害等によりガスの製造能力又は供給能力が減退した場合
- (3) 海上輸送の途絶等不可抗力により原料が不足した場合
- (4) ガスの使用申込みに係る場所が特異地形等であって、ガスの供給が技術的に困難である場合又は保安の維持が困難と認められる場合
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、ガスの供給又はその継続が困難な場合
(名義の変更)

第8条 ガスを新たに使用しようとする方のうち、前に使用されていたお客さまのガスの使用に関する権利及び義務を承継する場合は、その旨を明らかにしてお客さまの名義の変更を本市に届け出ていただきます。

(解約)

第9条 お客さまがガスの使用を廃止しようとする場合は、あらかじめその廃止の期日を本市に通知していただきます。

- 2 前項の廃止の期日をもって契約消滅（以下「解約」といいます。）の期日といたします。ただし、特別の理由なくして本市がその通知を廃止の期日後に受けた場合は、その通知を受けた日をもって解約の期日といたします。
- 3 本市は、お客さまが本市に通知することなく明らかにガスの使用を廃止したと認められる場合は、本市がガスの供給を終了させるための措置（メーターガス栓の閉栓、ガスメーターの取外しその他ガスの供給を遮断することをいいます。）を行った日に解約があったものとしていたします。
- 4 本市は、第7条第3項に規定する理由に該当することとなったため、ガスの供給の継続が困難な場合に、解約することがあります。この場合において、本市は、解約の期日をお客さまに通知するものとしていたします。
- 5 本市は、第39条第1項の規定に基づきガスの供給を停止されたお客さまが、本市の指定した期日までにその理由となった事実を解消しないときは、解約することがあります。この場合において、本市は、解約の期日の15日程度前及び5日前までにお客さまに予告いたします。

(解約後の関係)

第10条 お客さまの契約期間中の料金その他の債権及び債務は、前条の規定による解約後も消滅いたしません。

2 本市は、前条の規定による解約後、本市が必要があると認める場合は、本市所有の既設の供給施設の全部又は一部をその供給施設の設置場所の占有者又は所有者の承諾を得て、その場所に引き続き存置することがあります。

第3章 工事及び検査

(工事の設計見積り等)

第11条 本市は、第5条第1項の申込みに伴い、内管及びガス栓の工事を必要とするときは、遅滞なく工事の設計及び見積りを行い、工事費の明細を通知し、お客さまと協議のうえ、工事予定日を決定いたします。

(工事の施行等)

第12条 供給施設に関する工事は、本市が施行いたします。ただし、本市が承認した工事人に施行させることがあります。

2 本市は、本市が施行した工事について、内管及びガス栓を引き渡すにあたっては、あらかじめ内管の気密試験を行うものいたします。

(ガスメーターの設置等)

第13条 本市は、1需要場所につきガスメーター1個を設置いたします。ただし、本市は、お客さまの申込みがあり、かつ、特別の事情がある場合は、2個以上のガスメーターを設置することがあります。

2 前項の1需要場所とは、原則として、1構内をなすものは1構内を、又1建物をなすものは1建物といたします。ただし、特殊な場合は、原則として、次によって取り扱うものいたします。

(1) アパート等の集団住宅

各1戸が独立した住居と認められる場合で本市が認めたときは、各1戸を1需要場所といたします。この場合において、独立した住居と認められる場合とは、次のすべての条件に該当する場合をいいます。

ア 各戸が独立的に区画されていること。

イ 各戸の配管設備が相互に分離して施設されていること。

ウ 各戸が炊事のための設備等居住に必要な機能を有すること。

(2) 店舗、官公庁、工場等

1構内又は1建物に2以上の会計主体の異なる部分がある場合で本市が認めたときは、各部分を1需要場所といたします。

(3) 施設付住宅

1建物にアパート等の住宅部分と店舗等の非住宅部分がある場合は、住宅部分については第1号により、非住宅部分については前号によるものいたします。

3 本市は、お客さまと協議のうえ、適正に計量することができ、かつ、検針及び検査、

取替え等の維持管理が容易な場所にガスメーターを設置いたします。

- 4 本市は、第4条第6号に規定する境界線内において、そのお客さまのために必要な供給施設の設置に要する場所を無償で使用いたします。この場合において、その場所が借地又は借家に係るときは、お客さまは、あらかじめ地主、家主その他の利害関係者の承諾を得ておいていただきます。

(標識)

第14条 本市は、お客さまの門口にお客さまである旨の標識を掲げさせていただきます。

(内管等の費用の負担)

第15条 内管及びガス栓は、売渡しとし、本市は、工事完了後お客さまに引き渡します。

この場合において、内管及びガス栓の所有権は、工事費の全額が支払われるまでは本市が留保するものとし、お客さまは、本市の承諾なしに使用することはできません。

- 2 本市は、内管及びガス栓の工事に要する費用をお客さまに支払っていただきます。ただし、溶接配管等の特殊な工法を用いて行う工事、特別な設備の仕組みを必要とする工事又は特別な建築物等で行う工事、附帯工事その他の工事箇所の状況等により、特別の工程、工法又は材料を要する工事については、個別の設計見積金額に消費税等相当額を加えたものを工事に要する費用として支払っていただきます。
- 3 前項本文に規定する費用の額は、工事の種類及び工事を行う建物の種類に応じて、次項に定める方法により算定した見積単価に、延長、個数等の使用数量を乗じて算出した見積金額と、別に必要となる夜間工事費、休日工事費、附帯工事費等の加算額の合計金額に消費税等相当額を加えた額といたします。
- 4 内管及びガス栓の見積単価は、工事に要する材料費、労務費、運搬費、設計監督費及び諸経費の費用の実績を基礎として算定し、それぞれの費用の算出は、次の各号のとおりといたします。
- (1) 材料費 工事に要するガス管、ガス栓、継ぎ手その他の材料のそれぞれの数量に、それぞれの材料単価を乗じて算出いたします。
- (2) 労務費 歩掛及び賃率に基づき算出いたします。
- (3) 運搬費 倉庫から工事現場までの材料運搬費及び工作車にかかる費用に基づき算出いたします。
- (4) 設計監督費 設計費、見積事務費及び監督費の合計額に基づき算出いたします。
- (5) 諸経費 現場経費、間接業務従事者人件費及び間接経費の合計額に基づき算出いたします。
- 5 本市は、前項の見積単価を記載した見積単価表を本市のお客さまサービス課に掲示いたします。この場合において、本市は、掲示する見積単価の額を1メートル当たり、1個当たり、1箇所当たり等の一定単位の単価に基づいて表示いたします。
- 6 第2項ただし書に規定する個別の設計見積金額は、特別の工程、工法又は材料を要する工事に要する材料費、労務費、運搬費、設計監督費及び諸経費の費用に基づき算出いたします。
- 7 お客さまのために設置されるガス遮断装置は、売渡しとし、本市は、これに要する工

事費（設計見積金額に消費税等相当額を加えた額をいいます。）をお客さまに支払っていただきます。ただし、本市が特別の理由があると認めた場合は、この限りではありません。

8 お客さまの申込みによりそのお客さまのために設置される整圧器は、売渡しとし、これに要する工事費（設計見積金額に消費税等相当額を加えた額をいいます。）をお客さまに支払っていただきます。

9 第1項後段の規定は、第7項のガス遮断装置の売渡し及び前項の整圧器の売渡しについて準用いたします。

（ガスメーターの費用の負担）

第16条 ガスメーターは、原則として、本市所有のものを設置し、これに要する工事費（所要工事費に消費税等相当額を加えた額をいいます。）は、お客さまに負担していただきます。ただし、お客さまの申込みによらないで本市がガスメーターの位置替えを行った場合は、これに要する工事費は、本市が負担いたします。

（供給管の費用の負担）

第17条 供給管は、本市の所有とし、これに要する工事費は、本市が負担いたします。ただし、お客さまの申込みにより供給管の位置替えを行う場合は、これに要する工事費（設計見積金額に消費税等相当額を加えた額をいいます。）は、お客さまの負担といたします。

（本支管等の費用の負担）

第18条 本支管及び整圧器（第15条第8項に規定する整圧器を除きます。）は、本市の所有とし、これに要する工事費は、本市が負担いたします。

（工事材料の提供）

第19条 本市は、お客さまが工事材料を提供する場合は、検査を行い、それを用いることがあります。この場合において、本市は、その材料を工事費算定の基礎となる単価で見積もり、その金額を材料費から控除して工事費を算定いたします。

2 本市は、前項に規定する検査を行った場合は、提供された工事材料の検査に要する費用（所要費用に消費税等相当額を加えた額をいいます。）をお客さまに支払っていただきます。

（修繕費）

第20条 供給施設の修繕費（所要費用に消費税等相当額を加えた額をいいます。）は、原則として、その供給施設の所有者の負担といたします。。

（工事契約の解約又は変更に伴う費用の負担等）

第21条 本市は、工事着手後、お客さまの都合によって工事契約が解約又は変更となった場合で、ガスの供給開始に至らなかったときは、原則として、既に要した費用（所要費用に消費税等相当額を加えた額をいいます。）をお客さまに支払っていただきます。

2 前項の規定によりお客さまが支払われる費用の範囲は、次のとおりといたします。

（1）既に完了した設計見積りの費用

（2）既に施工した部分についての材料費、労務費等の工事費及び工具、機械等の使用

に係る費用

(3) その他施工についての特別の準備に係る費用

3 本市は、第1項に規定する場合において、本市が損害を受けたときは、その損害の賠償をお客さまに請求することができるものといたします。

(工事費等の申し受け及び精算)

第22条 本市は、第15条第2項から第8項まで、第16条、第17条及び第19条第1項の規定により算定した工事費を、原則として、その工事完了日までにお客さまから全額申し受けます。ただし、債権保全上必要があると認めた場合は、工事着手前に申し受けることがあります。

2 前項における「工事完了日」とは、次の各号に掲げる工事の区分に応じ、当該各号に定める日といたします。

(1) 工事費を申し受ける工事で、ガスメーターの取付け作業を含むもの ガスメーターの取付日

(2) 工事費を申し受ける工事で、前号に掲げる工事以外のもの 引渡日

(3) 工事負担金を申し受ける工事 お客さまがガスの使用可能な状態になる日

3 本市は、次の各号のいずれかに該当する場合は、着手金を工事着手前に申し受け、お客さまが負担される第15条第2項から第8項まで、第16条、第17条及び第19条第1項の規定により算定した工事費を、その工事完了日までに2回以上に分割して申し受けることがあります。

(1) 長期にわたる工事（工事着手予定日から工事完成予定日までが、原則として6箇月を超える工事をいいます。）

(2) その他本市が特に必要があると認めた工事

4 本市は、増設工事等で小規模な工事（工事費が10万円以下の工事をいいます。）については、債権保全上必要があると認める場合その他の特段の事情がある場合を除き、お客さまの申出により、その工事費を工事完了後に申し受けることがあります。

5 本市は、第5条第1項の申込みに伴い既設内管を保安上の理由により取り替える工事については、債権保全上必要があると認める場合その他の特段の事情がある場合を除き、お客さまの申出により、その工事費の全部又は一部を工事完了後に申し受けることがあります。

6 本市は、前三項の規定により工事費等を申し受ける場合は、必要に応じて当該工事着手前に工事費の納入方法について、お客さまと協議のうえ、定めるものといたします。

7 本市は、工事費を受領した後、次の各号に掲げる事由により工事費に差異が生じた場合は、工事完了後、遅滞なく精算いたします。。

(1) 当初の設計により着工した後で、お客さまの申出による導管の延長、口径、材質、その他工事に要する材料の変更及び特別の工程等工事の施行条件に係る変更があったとき。

(2) 当初の設計時に予知することができない地下埋設物、掘削規制等工事の施行条件に係る変更があったとき。

- (3) 工事に要する材料の価額（材料の価額に消費税等相当額を加えた額をいいます。）又は労務費に著しい変動があったとき。
- (4) その他工事費（所要工事費に消費税等相当額を加えた額をいいます。）に著しい差異が生じたとき。

（供給施設等の検査）

第23条 お客さまは、本市にガスメーターの計量検査を請求することができます。この場合、本市は検査に要する費用（所要費用に消費税等相当額を加えた額をいいます。次項において同じ。）をお客さまに支払っていただきます。ただし、検査の結果、ガスメーターの誤差が、計量法（平成4年法律第51号）に定める使用公差を超えている場合は、検査に要する費用を本市が負担いたします。

- 2 お客さまは、本市に内管、ガス栓、料金の算定の基礎とならないガスメーター、消費機器等の検査を要求することができます。この場合において、本市は検査に要する費用をお客さまに支払っていただきます。
- 3 本市は、前二項の規定により検査を行った場合は、その結果を速やかにお客さまに通知いたします。
- 4 お客さまは、第1項又は第2項の規定により検査が行われる場合は、自ら検査に立ち会い、又は代理人を検査に立ち会わせることができます。

第4章 検針及び使用量の算定

（検針）

第24条 本市は、原則として、お客さまの属する検針区域ごとに検針の基準となる日を設定し、休日等を考慮して本市が定めた日に、毎月1度検針を行います。

- 2 本市は、前項に定めるほか、次の各号に該当する日に検針を行います。
 - (1) お客さまが新たにガスの使用を開始した日
 - (2) 第9条第2項から第4項の規定により解約を行った日
 - (3) 第39条第1項の規定によりガスの供給を停止した日
 - (4) 第40条の規定によりガスの供給を再開した日
 - (5) ガスメーターを取り替えた日
- 3 本市は、お客さまが新たにガスの使用を開始する場合で、使用開始日からその直後の定例検針日までの期間が5日以下の場合は、使用開始直後の定例検針を行わないことがあります。
- 4 本市は、お客さまが第9条第2項から第4項までの規定により解約する場合で、解約の期日直前の定例検針日から解約の期日までの期間が5日以下の場合は、解約の期日直前の定例検針を行わないか又はすでに行った解約の期日直前の定例検針を行わなかったものとする場合があります。
- 5 本市は、第2項第3号に定める検針日から同項第4号に定める検針日までの期間が5日以下の場合は、行った検針のいずれも行わなかったものとする場合があります。
- 6 本市は、お客さまの不在、災害等やむを得ない場合は、検針すべき日であっても検針

しないことがあります。

(計量の単位)

第25条 使用量の単位は、立方メートルといたします。

2 検針は、小数点第2位以下の端数を読みません。

3 次条第7項の規定により使用量を算定した場合は、小数点第2位以下の端数を切り捨てます。

(使用量の算定)

第26条 本市は、前回の検針日及び今回の検針日におけるガスメーターの読みにより、その料金算定期間の使用量を算定いたします。

2 本市は、お客さまが不在等のため検針すべき日に検針できなかった場合は、次項から第5項までに規定する場合を除き、次により使用量を算定いたします。

(1) 検針できなかった料金算定期間（以下「推定料金算定期間」といいます。）の使用量は、原則として、その直前の料金算定期間の使用量と同量といたします。

(2) 前号の規定を適用した場合における推定料金算定期間の次の料金算定期間（以下「翌料金算定期間」といいます。）の使用量は、次の算式により算定いたします。

$$V_2 = M_2 - M_1 - V_1$$

(備考)

V_1 は、推定料金算定期間の使用量

V_2 は、翌料金算定期間の使用量

M_1 は、推定料金算定期間開始前日の検針におけるガスメーターの指示値

M_2 は、翌料金算定期間終了日の検針におけるガスメーターの指示値

(3) 前号の規定により算定した結果がマイナスになる場合における翌料金算定期間及び推定料金算定期間の使用量は、次の算式で算定した使用量に見直すものといたします。

$$V_2 = (M_2 - M_1) \times 1 / 2$$

$$V_1 = (M_2 - M_1) - V_2$$

(備考)

V_1 は、推定料金算定期間の使用量

V_2 は、翌料金算定期間の使用量（この使用量に0.1立方メートル未満の端数があるときは、その端数を切り上げます。）

M_1 は、推定料金算定期間開始前日の検針におけるガスメーターの指示値

M_2 は、翌料金算定期間終了日の検針におけるガスメーターの指示値

3 本市は、お客さまが不在等のため検針できなかった場合で、そのお客さまが料金算定期間を通じて不在等であったことが明らかなきときは、その月の使用量を0立方メートルといたします。

4 本市は、お客さまが不在等のため検針できなかった場合で、お客さまの過去の使用実績により使用期間に応じて使用量を算定することが可能と認められるときは、その月の使用量をその使用期間に応じて算定した使用量といたします。

- 5 本市は、お客さまが不在等のため検針できなかった場合で、当該検針できなかった日がガスの使用が可能となった日から最初の検針日にあたる時は、その月の使用量を0立方メートルといたします。
- 6 本市は、災害等やむを得ない事情のため検針すべき日に検針できなかった場合の料金算定期間の使用量は、第2項から第5項までに準じて算定いたします。ただし、後日ガスメーターの破損又は滅失等が判明した場合は、第8項又は第9項に準じて使用量を算定し直すものといたします。
- 7 本市は、ガスメーターの誤差が、計量法に定める使用公差を超えていることが判明した場合における使用量は、お客さまと協議のうえ、ガスメーターを取り替えた日前3箇月分を超えない範囲内で、別表第2の算式により算定いたします。ただし、その誤差の発生時期が明らかに確認できる場合は、その時期から算定いたします。
- 8 本市は、ガスメーターの故障、災害等によるガスメーターの破損又は滅失その他の理由により使用量が不明の場合における使用量は、前3箇月分若しくは前年同期の同一期間の使用量又は取り替えたガスメーターによる使用量その他の事情を考慮して、お客さまと協議のうえ、算定いたします。
- 9 本市は、災害等によりガスメーターが破損し、又は滅失して使用量が不明であるお客さまが多数発生しているため使用量算定のためのお客さまとの協議が著しく困難な場合は、その料金算定期間の使用量をお客さまと協議せずに前項の基準により算定することがあります。この場合において、本市は、お客さまからの申出があるときは、協議のうえ、改めて使用量を算定し直すものといたします。

(使用量の通知)

第27条 本市は、前条の規定により使用量を算定した場合は、速やかにその使用量をお客さまに通知いたします。

第5章 料金等

(料金の起算及び支払義務)

第28条 料金の算定は、ガスの使用が可能となった日（お客さまの申込みにより、ガスメーターを開栓（検査等のために一時閉栓し、その後に開栓する場合を除きます。）した日をいいます。）から起算いたします。

2 料金の支払義務は、納入通知書の発行の日に発生いたします。

3 お客さまは、料金を支払義務発生の日（翌日）から起算して50日（以下「支払期限日」といいます。）以内に支払っていただきます。ただし、支払義務発生の日（翌日）から起算して50日目（日）が休日の場合は、その直後の休日でない日を支払期限日といたします。

(料金の算定等)

第29条 本市は、次の各号に定める額をお客さまに料金として支払っていただきます。

- (1) 支払義務発生の日（翌日）から20日以内（以下「早収期間」といいます。）に支払うとき（支払義務発生の日（翌日）から20日目（日）が休日の場合は、その直後の休日でない日までに支払うときに限ります。）は、早収料金（第27条の規定により通知した

使用量に基づき、別表第3の料金表を適用して算定したものをいいます。以下同じ。)に消費税等相当額を加えた額

(2) 早収期間経過後に支払うときは、早収料金を3パーセント割増ししたもの(以下「遅収料金」といいます。)に消費税等相当額を加えた額

2 本市は、第5項及び第6項の規定により早収料金の日割計算を行う場合を除き、1料金算定期間を「1箇月」として早収料金を算定いたします。

3 本市は、料金を口座振替により支払うお客さまについて、本市の都合により、料金を早収期間の最終日の翌日以降にお客さまの預金口座から引き落した場合は、早収期間内に支払われたものとしたします。

4 本市は、お客さまが第13条第1項ただし書の規定により1需要場所に2個以上のガスメーターを設置している場合において、お客さまから申込みがあり、かつ、本市が認めたときは、それぞれのガスメーターの読みにより算定した使用量を合計した量を、ガスメーター1個の使用量とみなして算定した金額に消費税等相当額を加えた額を料金としてお客さまに支払っていただきます。

5 本市は、次に掲げる場合の料金算定期間の早収料金を、別表第4に規定する日割計算により算定いたします。ただし、本市の都合により料金算定期間の日数が36日以上になった場合は、この限りではありません。

(1) 定例検針日の翌日から次の定例検針日までの日数が24日以下又は36日以上となった場合

(2) お客さまが新たにガスの使用を開始した場合

(3) 第9条第2項、第3項及び第4項の規定により解約を行った場合

(4) 第39条第1項の規定によりガスの供給を停止した場合(第24条第5項の規定が適用された場合を除きます。)

(5) 第40条の規定によりガスの供給を再開した場合(第24条第5項の規定が適用された場合を除きます。)

6 本市は、第38条第1項の規定によりガスの供給を中止し、又はお客さまにガスの使用を中止させた場合で、供給再開の日が中止の日の翌々日以後となったときの料金算定期間の早収料金を、別表第5に規定する日割計算により算定いたします。ただし、本市は、その料金算定期間を通じて、お客さまがガスを全く使用できなかった場合は、料金をいたしません。

7 本市は、毎月の料金について適用する基本料金(税抜)及び単位料金(基準単位料金(税抜)又は調整単位料金)をあらかじめお客さまに通知し、お客さまが料金を算定できるようにいたします。

(単位料金の調整)

第30条 本市は、毎月、次項第2号の規定により算定した平均原料価格が同項第1号に定める基準平均原料価格を上回り又は下回る場合は、次の各号の規定により別表第3の料金表の各基準単位料金(税抜)に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合において、計算結果に小数点第3位以下の端数が生じたときは、これを切り捨てます。

(1) 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき。

調整単位料金（1立方メートル当たり）

＝基準単位料金（税抜）＋0.204円×原料価格変動額／100円

(2) 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき。

調整単位料金（1立方メートル当たり）

＝基準単位料金（税抜）－0.204円×原料価格変動額／100円

2 前項に規定する基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、次の各号のとおりといたします。

(1) 基準平均原料価格（トン当たり）

86,340円

(2) 平均原料価格（トン当たり）

液化プロパンについて別表第3第2項第2号に定める各3か月間における各月の価額の合計額を当該3か月間の数量の合計量で除して得た平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位とし、138,140円以上となった場合は、138,140円）といたします。この場合において、価額及び数量とは、財務大臣が関税法（昭和29年法律第61号）第102条の規定により公表する貿易に関する統計に基づく価額及び数量といたします。

(3) 原料価格変動額

次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれア又はイに定める算式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。

ア 平均原料価格が基準平均原料価格以上の場合

原料価格変動額＝平均原料価格－基準平均原料価格

イ 平均原料価格が基準平均原料価格未満の場合

原料価格変動額＝基準平均原料価格－平均原料価格

3 本市は、第1項の規定に基づき、調整単位料金を算定したときは、基礎となる数値等調整内容について遅滞なく告示いたします。

（料金の精算等）

第31条 本市は、第26条第2項第3号の規定により推定料金算定期間の使用量を見直した場合は、推定料金算定期間の料金として既に申し受けた金額と、推定料金算定期間の見直し後の料金に翌料金算定期間の料金を加えた合計金額との差額を精算いたします。

2 本市は、料金としてお客さまから既に申し受けた金額と第26条第6項、第7項及び第9項の規定により算定した使用量に応じた料金の金額に過不足が生じた場合は、その差額を精算いたします。

（早収料金等の端数処理）

第32条 早収料金、遅収料金その他の金額の単位は、おのおの1円とし、1円未満の端数が生じたときは、それぞれこれを切り捨てます。

（料金の支払方法）

第33条 お客さまは、料金については、口座振替又は払込みのいずれかの方法により、

毎月支払っていただきます。ただし、第40条第1号及び第2号に規定する料金の支払は、払込みの方法により支払っていただきます。

2 お客さまが、料金を口座振替の方法で支払う場合は、次の各号に定めるところによるものといたします。この場合において、お客さまは、口座振替の手続きが完了するまでは、料金を払込みの方法で支払っていただきます。

(1) お客さまは、本市が指定した金融機関（以下「指定金融機関」といいます。）に1支払っていただきます。

(2) お客さまは、本市所定の申込書又は指定金融機関所定の申込書により、あらかじめ本市又は指定金融機関に申し込んでいただきます。

(3) 料金の口座振替日は、本市が指定した日といたします。

3 お客さまは、料金を払込みの方法で支払う場合は、本市が定める納入通知書により、本市又は指定金融機関に支払っていただきます。

4 本市は、お客さまが第2項の規定により料金を口座振替の方法で支払う場合はお客さまの預金口座から引き落とされた日に、お客さまが前項の規定により指定金融機関に料金を払込みの方法で支払う場合はその指定金融機関に払い込まれた日に、本市に対する支払がなされたものといたします。

（遅収料金の支払方法）

第34条 本市は、お客さまが遅収料金を支払う場合は、早収料金に消費税等相当額を加えたものに相当する額を支払期限日までに支払っていただき、これと遅収料金に消費税等相当額を加えたものとの差額（以下「遅収加算額」といいます。）を、原則として、翌月以降の料金と同時に支払っていただきます。

（料金の支払順序）

第35条 お客さまは、支払義務の発生した順序で料金を支払っていただきます。

（工事費、修繕費、検査料その他の支払方法）

第36条 お客さまは、工事費、供給施設の修繕費及び検査料その他の代金を、原則として、指定金融機関に払込みの方法で支払っていただきます。

第6章 供給

（供給ガスの成分等）

第37条 本市は、別表第6に規定する成分及び圧力（以下「成分等」といいます。）のガスを供給いたします。

2 本市は、前項に規定するガスの成分等を維持できないためお客さまが損害を受けた場合は、その損害の賠償の責任を負います。ただし、本市の責めに帰すべき理由以外の理由によりお客さまが損害を受けたときは、本市は、その損害の賠償の責任を負いません。

（供給又は使用の制限等）

第38条 本市は、次の各号のいずれかに該当する場合は、ガスの供給の制限若しくは中止をし、又はお客さまに使用の制限若しくは中止をしていただくことがあります。

(1) 災害その他の不可抗力による場合

- (2) ガス工作物に故障が生じた場合
- (3) ガス工作物の修理その他工事施行のため必要がある場合
- (4) 法令の規定による場合
- (5) ガス漏れによる事故の発生のおそれがあると認めた場合（第44条第1項及び第2項に規定する処置をとる場合を含みます。）
- (6) その他保安上必要がある場合

2 本市は、前条第1項に規定するガスの成分等を維持できない場合及び前項の規定によりガスの供給の制限若しくは中止をし、又はお客さまにガスの使用の制限若しくは中止をしていただく場合は、状況の許す限りその旨を報道機関その他適当な方法によりお客さまに周知するものといたします。

（供給停止）

第39条 本市は、お客さまが次の各号のいずれかに該当する場合は、ガスの供給を停止することがあります。この場合において、本市が損害を受けたときは、お客さまにその損害の賠償を請求することがあります。

- (1) 支払期限日を経過し、督促しても料金の支払いがない場合
- (2) 本市との他の契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金について前号の事実が判明し、期日を定めての支払請求にもかかわらず、なお期日までに支払いがない場合
- (3) この説明書によって支払いを要することとなった料金以外の債務を督促しても支払わない場合
- (4) 検針、検査、調査その他の業務の執行を正当な理由なくして拒み、又は妨害した場合
- (5) ガスを不正に使用し、又は使用しようとしたと明らかに認められる場合
- (6) お客さまが占有し、又は所有する土地に設置してある本市のガス工作物を故意に損傷し、又は亡失して本市に重大な損害を与えた場合
- (7) 第44条第6項の規定に違反した場合
- (8) その他この説明書に違反し、その旨を警告してもなお改めない場合

2 本市は、お客さまが前項第1号から第3号までのいずれかに該当する場合で、ガスの供給を停止しようとするときは、ガスの供給を停止する日の15日程度前及び5日前までに 予告いたします。

（供給停止の解除）

第40条 本市は、前条第1項の規定によりガスの供給を停止した場合において、お客さまが次の各号のいずれかに該当することを確認できた場合は、速やかにガスの供給を再開いたします。

- (1) 前条第1項第1号の規定による供給停止
支払期限日が到来した全ての料金を支払った場合
- (2) 前条第1項第2号の規定による供給停止
本市との他の契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金で、支払期限

日が到来した全ての料金を支払った場合

(3) 前条第1項第3号から第8号までの規定による供給停止

その理由となった事実を解消し、かつ、本市に対して支払を要することとなった債務を支払った場合

(供給制限等の賠償)

第41条 本市は、第9条第4項、同条第5項、第38条第1項又は第39条第1項の規定によりお客さまが損害を受けた場合において、本市の責めに帰すべき理由がないときは、その損害の賠償の責任を負いません。

第7章 保安

(供給施設の保安責任)

第42条 本市は、法令の定めるところにより、供給施設の保安の責任を負います。ただし、お客さまが本市の責めに帰すべき理由以外の理由により損害を受けたときは、本市は、その損害の賠償の責任を負いません。

2 本市は、法令の定めるところにより、内管及びガス栓について、お客さまの承諾を得てその設置の日以降検査をし、検査の結果を速やかにお客さまに通知いたします。

(周知及び調査義務)

第43条 本市は、お客さまに対し、ガスの使用に伴う危険の発生を防止するため、法令の定めるところにより、適宜必要な事項を報道機関を通じ、又は印刷物等を用いてお客さまに周知するものといたします。

2 本市は、法令で定めるところにより、消費機器について、お客さまの承諾を得て法令で定めるそれぞれの技術上の基準に適合しているかどうかにつき調査いたします。

3 本市は、前項の調査の結果、その消費機器が法令で定める技術上の基準に適合していない場合は、そのお客さまに所要の措置及びその措置を講じなかった場合に生じる結果を通知いたします。

4 本市は、前項の通知に係る消費機器について、法令の定めるところにより再び調査いたします。

(保安措置)

第44条 お客さまは、ガス漏れを感知したときは、直ちにガスメーター（料金の算定の基礎とならないものを含みます。）のメーターガス栓、ガス栓、バルブ等を閉鎖して本市にその旨を通知していただきます。

2 本市は、前項の通知を受けた場合は、速やかに適切な措置を講じます。

3 本市は、ガスの供給又は使用が中断された場合は、お客さまに本市が知らせた方法で、中断の解除のための操作を求めることがあります。この場合において、ガスの供給又は使用の状態が旧に復さないときは、第1項の場合に準じて本市に通知していただきます。

4 お客さまは、第42条第2項及び第43条第3項の通知を受けた場合は、所要の措置を講じていただきます。

5 本市は、保安上必要と認める場合は、お客さまが占有し、又は所有する土地若しくは

建物内に設置した供給施設及び消費機器について、修理、改造、移転若しくは特別の施設の設置を求め、又は使用を中止していただくことがあります。

6 お客さまは、本市の承諾なしに供給施設を変更し、又は供給施設及び第37条第1項に規定するガスの成分等に影響を及ぼす施設を設置してはなりません。

7 お客さまは、第13条第3項の規定により設置したガスメーターについて、検針及び検査、取替え等の維持管理が容易な状態に保持していただきます。

(保安に対するお客さまの義務)

第45条 お客さまは、本市が法令の定めるところにより周知した事項を遵守して、ガスを適正かつ安全に使用していただきます。

2 お客さまは、乾燥器、炉、ボイラー等保安上の取扱いに注意を要する特殊な消費機器を設置し、若しくは撤去する場合又はこれらの機器の使用を開始する場合は、あらかじめ本市の承諾を得ていただきます。

第8章 雑則

(使用場所への立入り)

第46条 本市は、次の業務の執行のため、お客さまの承諾を得て職員をお客さまの供給施設又は消費機器の設置の場所に立ち入らせていただきます。この場合において、お客さまは、正当な理由がない限り立ち入ることを承諾していただきます。

(1) 検針

(2) 検査及び調査のための作業

(3) 本市の供給施設の設計、施工又は維持管理に関する業務

(4) 第9条第2項から第4項までの規定による解約に伴いガスの供給を終了させるための業務

(5) 第38条又は第39条の規定による供給若しくは使用の制限等又は停止のための業務

(6) その他保安上必要な業務

2 前項の場合において、本市は、職員に所定の証明書を携帯させ、お客さまの要求に応じてこれを提示いたします。

(実施細目)

第47条 この説明書の実施に必要な細目的事項は、その都度お客さまと本市との協議によるものといたします。

附 則

(実施の期日)

- 1 この説明書は、令和元年10月 1 日から実施いたします。
- 2 ガスメーターの能力の表記に関する経過措置
本市は、当面の間、ガスメーターの能力を「号数」で表記することがあります。

別表第 1

1 供給地点群名

(1) 金沢湖陽住宅団地

2 供給地点

(1) 湖陽 1 丁目の供給地点

湖陽 1 丁目 1 番地-1 1 番地-2 1 番地-3 2 番地 4 番地 5 番地 7 番地～
21 番地 24 番地～30 番地 32 番地 33 番地 35 番地～37 番地 39 番地～41 番地 43
番地 46 番地～50 番地 53 番地～55 番地 57 番地 58 番地 60 番地～64 番地 66 番
地～69 番地 71 番地～74 番地 76 番地 77 番地 81 番地 84 番地～87 番地 89 番地
91 番地～97 番地 99 番地～103 番地 105 番地 106 番地 109 番地～123 番地 126 番
地～130 番地 132 番地 134 番地～136 番地 139 番地～141 番地 143 番地～150 番地
153 番地～158 番地

(2) 湖陽 2 丁目の供給地点

湖陽 2 丁目 1 番地 2 番地 4 番地 6 番地 7 番地 10 番地～12 番地 14 番地
18 番地～23 番地 26 番地 27 番地 30 番地～36 番地 39 番地 41 番地～47 番地 49
番地～59 番地 61 番地 63 番地～67 番地 69 番地～72 番地 74 番地～81 番地 83 番
地 85 番地～87 番地 92 番地 94 番地～112 番地 114 番地 115 番地 120 番地 12
1 番地 123 番地 125 番地～128 番地 130 番地 131 番地 133 番地～140 番地 143
番地～145 番地

3 供給地点数

230

別表第2 ガスメーターの誤差が使用公差を超えている場合の使用量の算式

1 速動の場合

$$V = \frac{V_1 \times (100 - A)}{100}$$

2 遅動の場合

$$V = \frac{V_1 \times (100 + A)}{100}$$

(備考)

V は、第26条第4項の規定により算定する使用量

V₁は、計量法で定める使用公差を超えているガスメーターの読みによる使用量

A は、計量法で定める使用公差を超えているガスメーターによる速動又は遅動の割合（パーセント）

別表第3 一般契約に適用する料金表

1 適用区分

料金表A 1箇月の使用量が、8立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表B 1箇月の使用量が、8立方メートルを超える場合に適用いたします。

2 早収料金の算定方法

(1) 早収料金は、基本料金（税抜）と従量料金の合計とし、従量料金は、基準単位料金（税抜）に使用量を乗じて算定いたします。ただし、第30条の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。

(2) 調整単位料金の適用基準は、次のとおりといたします。

ア 料金算定期間の末日が1月1日から1月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年8月から10月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

イ 料金算定期間の末日が2月1日から2月28日（うるう年は2月29日）に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年9月から11月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

ウ 料金算定期間の末日が3月1日から3月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年10月から12月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

エ 料金算定期間の末日が4月1日から4月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年11月から当年1月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

オ 料金算定期間の末日が5月1日から5月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年12月から当年2月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

カ 料金算定期間の末日が6月1日から6月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年1月から3月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

キ 料金算定期間の末日が7月1日から7月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年2月から4月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

ク 料金算定期間の末日が8月1日から8月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年3月から5月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

ケ 料金算定期間の末日が9月1日から9月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年4月から6月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

コ 料金算定期間の末日が10月1日から10月31日に属する料金算定期間の早

収料金の算定にあたっては、当年5月から7月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

サ 料金算定期間の末日が11月1日から11月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年6月から8月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

シ 料金算定期間の末日が12月1日から12月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年7月から9月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

3 料金表A

(1) 基本料金

ガスメーター1個当たり1箇月につき	726円（税込）
	660円（税抜）

(2) 基準単位料金

1立方メートルにつき	522.104円（税込）
	474.64円（税抜）

(3) 調整単位料金

前号の基準単位料金（税抜）をもとに第30条の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

4 料金表B

(1) 基本料金

ガスメーター1個当たり1箇月につき	806.08円（税込）
	732.80円（税抜）

(2) 基準単位料金

1立方メートルにつき	512.094円（税込）
	465.54円（税抜）

(3) 調整単位料金

前号の基準単位料金（税抜）をもとに第30条の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

別表第4 早収料金の日割計算

早収料金は、次の日割計算後基本料金（税抜）と従量料金の合計といたします。この場合において、別表第3を適用するときは、料金表A又は料金表Bの適用区分は、料金算定期間の使用量に30を乗じ、第1号（備考）イに規定する日割計算日数で除して得た1箇月換算使用量によるものといたします。

（1） 日割計算後基本料金（税抜）

基本料金（税抜）×日割計算日数／30

（備考）

ア 基本料金（税抜）は、別表第3の料金表における基本料金（税抜）

イ 日割計算日数は、料金算定期間の日数。ただし、第29条第4項第2号から第5号までの場合において料金算定期間の日数が31日以上35日までのときは30

ウ 計算結果の小数点第3位以下の端数は切り捨て

（2） 従量料金

別表第3の料金表における基準単位料金（税抜）に料金算定期間の使用量を乗じて算定いたします。ただし、第30条の規定により調整単位料金を算定した場合はその調整単位料金に料金算定期間の使用量を乗じて算定いたします。この場合において、調整単位料金の適用基準は、別表第3における適用基準と同様といたします。

別表第5 ガスの供給を中止した場合の早収料金の日割計算

早収料金は、次の日割計算後基本料金（税抜）と従量料金の合計といたします。この場合において、別表第3を適用するときは、料金表A又は料金表Bの適用区分は、料金算定期間の使用量に30を乗じ、30から第1号（備考）イに規定する供給中止期間の日数を差し引いた日数で除して得た1箇月換算使用量によるものといたします。

（1） 日割計算後基本料金（税抜）

基本料金（税抜） $\times$ （30－供給中止期間の日数） $\div$ 30

（備考）

ア 基本料金（税抜）は、別表第3の料金表における基本料金（税抜）

イ 供給中止期間の日数は、供給中止の日の翌日から供給再開の日までの日数。ただし、31日以上の場合は30

ウ 計算結果の小数点第3位以下の端数は切り捨て

（2） 従量料金

別表第3の料金表における基準単位料金（税抜）に料金算定期間の使用量を乗じて算定いたします。ただし、第30条の規定により調整単位料金を算定した場合はその調整単位料金に料金算定期間の使用量を乗じて算定いたします。この場合において、調整単位料金の適用基準は、別表第3における適用基準と同様といたします。

別表第6 供給ガスの成分等

1 熱量 100.46メガジュール

2 成分

(1) プロパン及びプロピレンの合計量の含有率 80パーセント以上

(2) エタン及びエチレンの合計量の含有率 5パーセント以下

(3) ブタジエンの含有率 0.5パーセント以下

3 圧力

(1) 最高圧力 3.2キロパスカル

(2) 最低圧力 2.2キロパスカル